

拠出限度額を引き上げて導入される英国ジュニア ISA

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 英国では現在、税制優遇が付された子供のための資産形成制度である「ジュニア ISA」の導入へ向けた準備が進められている。2011年7月末に最終的な法令が公表され、2011年11月からの導入が正式に決定された。また、年間拠出限度額については、2011年3月末の法令ドラフトでは3000ポンドとされていたが、最終的な法令では3600ポンドへ引き上げられることが決定された。
2. ジュニア ISA の仕組みは、家計が自らの資金をジュニア ISA 取扱金融機関に預託し、様々な金融商品で積立・運用するというものであり、同口座で生じた収益（配当・利子、譲渡益）は非課税となる。昨年まで利用されてきた子供のための資産形成制度であるチャイルド・トラスト・ファンド（CTF）と比べると、ジュニア ISA では政府給付金が廃止され家計から拠出された資金だけを積立・運用する形となる一方で、家計からの年間拠出限度額は3倍に引き上げられたことが、大きく異なる点である。ただし、口座で生じた収益を非課税とする税制優遇が付される点では変更はない。
3. 2011年8月には、これらの政策決定に影響したと見られる CTf の政策評価レポートが公表されたが、総じて CTf は子供のための貯蓄額を引き上げる効果があったと認めつつも、制度の発展的な修正が有効であることを示唆する内容であった。
4. 英国において今回、ジュニア ISA が CTf に替わる制度として導入されることは、資産形成へ向けた家計自身の自助努力に対して税制優遇で支援するという英国政府の意図が、一層明確になったと捉えることができよう。ジュニア ISA は、用途が限定されていないものの、実質的に高等教育資金作りを目的に利用される可能性が高いと見られ、高等教育の家計負担が高い英国において、家計の教育資金作りを支援する制度が充実したと考えられる。
5. 英国同様に高等教育の家計負担が高いのは、OECD 諸国の中では米国と日本であるが、米国では税制優遇が付された大学教育資金積立・運用制度である 529 プランの普及が進んでいる。政府の財政状況に余裕がなく教育支出を大幅に増やせない中では、教育分野における現実的な政策は家計の自助努力を支援する政策であろうが、海外ではそのための制度整備が着実に進められている。

正式決定されたジュニア ISA の 2011 年 11 月導入

英国では現在、税制優遇が付された子供のための資産形成制度である「ジュニア ISA (Junior Individual Savings Accounts)」の導入へ向けた準備が進められている。昨年までは、子供のための資産形成を奨励する制度として、ブレア政権（労働党）時に導入された「チャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Funds: CTF)」が利用されてきたが、現在のキャメロン政権（保守党・連立）が財政上の理由等から CTF を廃止し、新たにジュニア ISA を導入することを 2010 年 10 月に表明していた。2011 年 3 月 31 日に法令ドラフトが公表された後、これに対するパブリックコメント¹を踏まえた最終的な法令が 2011 年 7 月 27 日に公表され、2011 年 11 月 1 日からのジュニア ISA 導入が正式に決定された。また、2011 年 8 月 18 日にこれら一連の政策決定に影響したと見られる CTF の政策評価レポートも公表されている。

本稿ではまず、最終決定されたジュニア ISA の概要や、当初の法令ドラフトから変更された年間拠出限度額引き上げに関して報告し、次に CTF の政策評価レポートの概要を述べた後、わが国への示唆を考える。

ジュニア ISA の概要と年間拠出限度額引き上げの経緯

ジュニア ISA とは、子供の将来へ向けた資産形成を奨励するための個人貯蓄口座である。対象者は、英国在住の CTF を持たない 18 歳未満の子供である。仕組みとしては、家計が自らの資金をジュニア ISA 取扱金融機関²に預託し、様々な金融商品で積立・運用するというもので、同口座で生じた収益（配当・利子、譲渡益）は非課税となる（図表 1 参照）。家計はジュニア ISA として預金口座と株式口座を 1 つずつ持つことができ、その所有者は子本人であるが、口座資金は子が 18 歳になるまで引き出せない³。口座管理は子が 16 歳になるまでは保護者が、16 歳以降は子本人が行い、子が 18 歳に達するとジュニア ISA は自動的に ISA⁴に移行する。ジュニア ISA には、本人や親族、友人等が資金を拠出できるが、年間の拠出限度額は合計 3600 ポンドとなっており、2013 年 4 月 6 日からは限度額が CPI に連動して毎年変更される。この限度額は、子が保有する預金口座と株式口座両方への拠出合計額に適用されるものであるが、両方の口座間で資金を移動させることも可能である。

英財務省によると、ジュニア ISA の利用対象者は約 600 万人であり、その後毎年約 80 万人の子供が追加的に利用できる見込みである。また、制度導入に対しては、仮に 18 年間拠出限度額まで毎年資金を拠出して積み立て運用すると 10 万ポンドの資産形成が可能

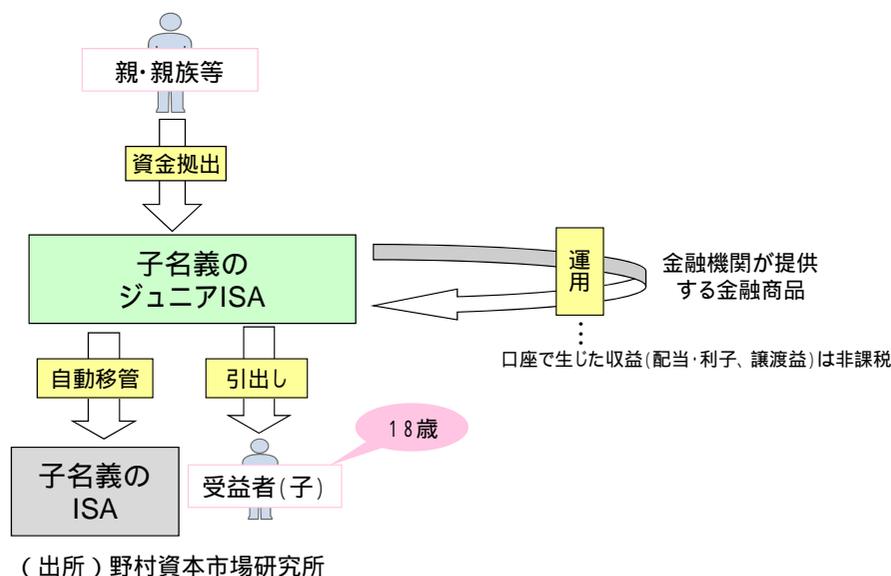
¹ 2011 年 5 月 31 日まで受け付けられ、60 以上のコメントが関係諸機関や消費者グループ等から寄せられた。

² 現在 ISA を提供している金融機関（銀行、住宅金融組合、信用組合、共済組合、証券会社など）が提供する。

³ 重度の疾病や死亡の場合を除く。

⁴ 1999 年に導入された 18 歳以上の英国居住者を対象とする個人貯蓄口座であり、ISA で生じた配当・利子、譲渡益は非課税となる。

図表 1 ジュニア ISA の仕組み



になるとの見通しや、学校における投資教育とも関連付けられることを期待する見方が、金融機関や業界団体から示されている⁵。

年間拠出限度額については、2011年3月末の法令ドラフトでは3000ポンドとされていたが、最終的な法令では、11月の導入時点から3600ポンドへ引き上げられることが決定された⁶。これまで利用されてきた子供のための資産形成制度であるCTFの年間拠出限度額は1200ポンドであったので、ジュニアISAでは法令ドラフト段階でも限度額が倍以上に引き上げられていたわけだが、パブリックコメントで寄せられた意見の多くが、更に高い限度額を要望するものであった。これに対する政府文書によると、年間拠出限度額を引き上げることによって、ジュニアISA口座提供者（金融機関）に対して、制度をより魅力的なものにできることや、ジュニアISA口座提供者が設定する最低拠出額の規定が、ジュニアISAを幅広い所得層で利用しやすいものになりたいという政府の意図と整合的になると期待できることが、政府内で議論されたと述べている。同時に、限度額を引き上げるにあたっては、税制優遇の恩恵を幅広い所得層で公正に受けられるようにしたいとも述べており、これらを総合的に考慮した上での決定だったことを明らかにしている。

チャイルド・トラスト・ファンド（CTF）の政策評価

英国ではこれまで、子供のための資産形成制度としてCTFが利用されてきたが、その政策効果を検証したレポート⁷が、先月公表された。CTFは、2002年9月1日から2011年

⁵ “Junior Isa Savings limit increased to £3,600,” *the guardian*, 2011/7/27.

⁶ なおCTF口座についても、既存口座は今後も維持・利用できるが、口座への拠出上限額もジュニアISAと平仄を合わせる形で3600ポンドへ引き上げられることになった。

⁷ Elaine Kempson, Andrea Finney and Sara Davies, “The Child Trust Fund Findings From The Wave 2 Evaluation,” HM Revenue and Customs Research Report 143, 2011.

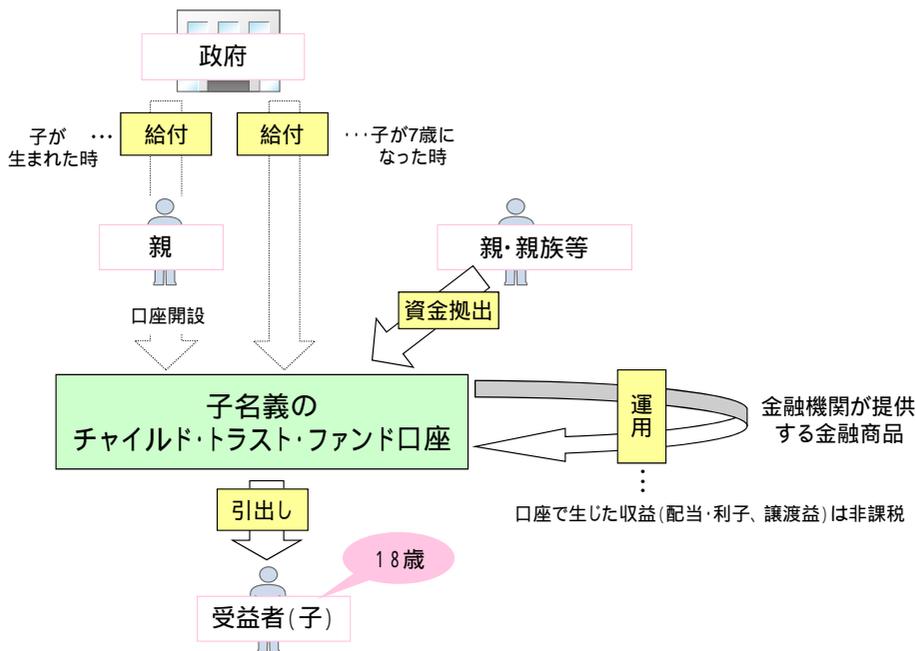
1月3日までに生まれた英国在住の子供を対象に、2005年4月から利用されてきた制度であるが、ジュニアISAとの大きな違いは、CTF口座に対して政府から給付金が支給されたこと⁸と、CTF口座への家計の年間拠出限度額が1200ポンドと低かったことである（図表2参照）。

今回公表されたCTFの政策評価レポートでは、そもそもCTFが導入されてから期間が短く政策効果の検証が難しいこともあり、調査方法は親に対するアンケートとインタビュー両方が用いられている。同レポートのポイントは下記の通りである。

1. CTFを通じた子供のための資産形成

- ・ 政府給付金に加えて家計から資金拠出があった口座は37%である。
- ・ 過去1年間で家計からの資金拠出があった口座は26%で平均170ポンドである。
- ・ 家計からの資金拠出があった口座のうち、4/5は過去1年に拠出され、定期的に拠出されている。
- ・ 親以外に資金拠出する人はごく僅かである。
- ・ 親が資金拠出をしない主な理由は、余裕資金がないことや、CTF自体が好きではないこと、CTFではなく自ら選んだ口座利用を好むこと、が挙げられる。ただし総じてCTFの制度自体は大きな障害になっていない。

図表2 チャイルド・トラスト・ファンド（CTF）の仕組み



（注） CTFで当初支給されていた政府給付金は現在停止されているため矢印を点線で示した。

（出所）野村資本市場研究所

⁸ 子の誕生時と7歳時に政府から各250ポンド給付され、低所得世帯はさらに250ポンド上乘せされていたが、現在は政府給付金の支給は停止されている。

- ・ CTF 口座残高は平均 300 ポンドで政府給付金より少し多い程度であるが、1/10 以上の口座では 1000 ポンド以上の残高がある。

2 . CTF 以外の手段を通じた子供のための資産形成

- ・ CTF 対象の子供の 60% が、CTF 以外の資産形成手段を持っている。大半は預金口座である。
- ・ これらの口座の大半は CTF と同時か子の生後 1 年以内に（親によって）開設された。
- ・ 親の 44% は CTF 以外の口座に拠出したが、CTF へは 30% であった。
- ・ 親以外に資金を拠出する人は、CTF よりも CTF 以外の口座を多く利用している。（順に 14%、36%）
- ・ CTF 以外の貯蓄残高は平均 515 ポンドであるが、1/4 以上は 250 ポンド以下である一方、1/10 は 2000 ポンド以上と差が大きい。
- ・ CTF に比べて CTF 以外の貯蓄残高の方が大きいですが、それでも CTF は子供のための貯蓄総額のかなりの割合を占めている。

3 . CTF による子供のための資産形成への影響

- ・ 政府給付金を入金するために開設した CTF 口座に、資金拠出した親は限られている。
- ・ CTF の導入の結果として、CTF 以外の手段を通じた子供のための貯蓄残高や貯蓄額に統計的に有意な変化は見出せない。また、CTF の導入で CTF 以外の手段を通じた貯蓄に対する影響があったと断定はできない。
- ・ 1/4 の親にとって、CTF を通じた貯蓄は子供のための貯蓄として重要である。これは、子供のための貯蓄が CTF を通じた貯蓄のみである場合を含んでいる。
- ・ 4/10 の親は、CTF 以外の手段を通じた貯蓄が子供のための貯蓄の中心手段となっている。一方で 1/3 以上の親は、子供のための貯蓄をほとんどしていない。
- ・ インタビューによると、CTF 利用対象の子供の親であり CTF 以外の貯蓄手段も利用する人の多くは、CTF は子供のための貯蓄額に影響を及ぼさないと答えている。しかし、影響があったと答えた人の中では、貯蓄を増やすようになったとの答えが多い。
- ・ CTF が子供向けの貯蓄率や貯蓄額へ及ぼす影響について、統計的には有意な影響は見出せない。ただし借家住まいの家計に限れば、CTF は明らかに正の影響がある。
- ・ CTF を通じた貯蓄目的は、教育資金が最も多い答えである。これに対し、CTF 以外の手段を通じた貯蓄目的は、広く子供の将来のためとの答えが多い。
- ・ CTF を契機に、CTF 対象外である兄弟のために類似口座を開設・貯蓄する親もいる。

同レポートによると、総じて CTF は、子供のための貯蓄額を引き上げる効果をもたらしたと考えられる。ただし、子供のための貯蓄として CTF 以外の貯蓄も多いことや、子供のための貯蓄額の増加が CTF に因るものと統計的に断定できないことから、子供のための貯蓄を促進するという政策目的に対して CTF は意味があったとしつつも歯切れの悪いレポートとなっている。そのため、子供のための貯蓄を促進するためには、CTF の特徴である政府給付金が必要なのか検討の余地が残る一方で、制度自体の存在は親が子供のための貯蓄を考える契機になっていることから、制度の発展的な修正がより有効ではないかと示唆する内容になっている。

ジュニア ISA 導入の意義とわが国への示唆

英国でジュニア ISA が、CTF に替わる制度として、政府給付金を廃止する一方で年間拠出限度額を引き上げて導入されることは、資産形成へ向けた家計自身の自助努力に対して税制優遇で支援するという政府の意図が一層明確になったと捉えることができよう。

また、ジュニア ISA や CTF は、資金の用途を限定する制度ではないのだが、実際のところ家計側で貯蓄目的として意識されているのは教育資金であることが、今回の CTF 政策評価レポートで改めて明らかとなった（図表 3 参照）。CTF の資金は子が 18 歳になるまで引き出せないことから、ここで意識されている教育資金とは実質的に高等教育資金を指すと考えられるが、同レポートによると、CTF は（子供のための）他の資産形成手段よりも、貯蓄目的として教育資金が強く意識されており、この傾向は所得階層を問わず広く見られるという。他の資産形成手段と異なり CTF は、子が 18 歳になるまで資金を引き出せないことが、このような家計側での意識の違いをもたらしている可能性が考えられる。今回導入されるジュニア ISA も、CTF 同様に子が 18 歳になるまで引き出せない制度設計

図表 3 子供のための資産形成手段別の貯蓄目的（英国）

	チャイルド・トラスト・ファンド	その他の預金	その他の投資
教育資金	64%	31%	29%
自動車・オートバイ購入資金	34%	18%	15%
住宅資金	23%	13%	10%
貯蓄・投資の継続	19%	2%	15%
広く子どもの将来のため	12%	63%	29%
運転免許取得資金	12%	6%	2%
用途は子どもに任せる	11%	19%	18%
回答数	2,027	913	312

（注） チャイルド・トラスト・ファンド口座保有資格のある子供の親が対象。複数回答可。

（出所） Elaine Kempson, Andrea Finney and Sara Davies, "The Child Trust Fund Findings From The Wave 2 Evaluation," HM Revenue and Customs Research Report 143, 2011 より野村資本市場研究所作成

になっているため、ジュニア ISA についても、家計側の貯蓄目的として、高等教育資金が強く意識されるものと見込まれる。

近年、先進国で共通する大きな潮流として、高齢化や財政負担増などを背景に、年金をはじめとする社会保障制度に関わる様々な分野で、家計の自助努力が求められるようになってきている。議論を教育分野に限定すれば、大学への政府補助金削減や大学運営費用増、国際競争の高まりなどを背景に大学授業料が引き上げられており、それに伴い家計側での負担が一層重くなっている。英国では、最近まで高等教育における家計負担は 25%程度であったが、2006 年から大学授業料制度が改革され授業料が大幅に引上げられたために、家計負担が 52%へ倍増したという経緯がある⁹。英国で新たに導入されるジュニア ISA について、CTF で支給されていた政府給付金が廃止される一方で拠出限度額が CTF に比べて 3 倍へと引き上げられたのは、こうした大きな流れが背景にあることも指摘できよう。

英国同様に高等教育の家計負担が高いのは、OECD 諸国の中では米国と日本であるが、米国では税制優遇が付された大学教育資金積立・運用制度（529 プラン）の普及が進んでいる。わが国では家計の大学教育資金作りを支援する制度は導入されていないが、子育て世代の貯蓄目的として子供の教育資金が筆頭に挙げられていることや（図表 4 参照）¹⁰、英米に比べて現役世代の貯蓄率が高いことを考えると、教育のための貯蓄を支援する制度の恩恵はより多くの家計が享受できると考えられる。人材競争は今やグローバルレベルで行われる時代になっていること等を考えると、子供の教育を巡る問題は最早、国内事情に目を向けるだけでは不十分であることを踏まえた議論が求められるようになってきている。政府の財政状況に余裕がなく教育支出を大幅に増やせない中では、教育分野における現実的な政策は家計の自助努力を支援する政策であろうが、海外ではそのための制度整備が着実に進められている。

図表 4 世代別の貯蓄目的（日本）

(%)

		病気や不 時の災害 への備え	こどもの教 育資金	こどもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 貯蓄してい れば安心	その他
世 帯 主 の 年 令 別	20歳代	37.3	58.2	4.5	40.3	16.4	31.3	25.4	4.5	0.0	35.8	3.0
	30歳代	49.2	68.7	2.3	29.7	31.3	21.3	17.7	6.4	1.0	30.5	3.1
	40歳代	54.3	66.1	5.0	16.3	43.9	21.3	11.9	5.4	1.9	28.3	3.9
	50歳代	67.6	28.7	16.7	12.7	68.1	17.7	9.6	4.3	4.2	22.5	5.0
	60歳代	77.6	3.9	5.7	12.2	80.9	11.5	13.4	7.3	5.2	28.1	3.5
	70歳以上	80.1	5.0	2.1	7.8	77.6	9.6	10.1	7.1	8.8	28.1	4.3

（注） 貯蓄を有する二人以上世帯への調査結果であり、3 つまでの複数回答。各世代で回答が最も多かったものにシャドウを付けている。

（出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（平成 22 年）」より野村資本市場研究所作成

⁹ データの出所は OECD “Education at a Glance 2010”。

¹⁰ 大学進学率の上昇が続いていることや、大学教育費用が最も家計負担が重いことから、家計が子供の教育資金作りを貯蓄目的に挙げる場合、大学進学も念頭に置いていると考えられる。